

山形県中小企業パワーアップ補助金 (経営強靱化支援事業)【第2次公募】要領

ポストコロナへの対応を加速化し、県内中小企業・小規模事業者のパワーアップによる県内経済の活性化を図るため、中小企業・小規模事業者が行う「デジタル化」や「脱炭素化」に資する設備投資等の取組みのうち、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本補助金において「設備投資」とは、補助事業の主たる部分(補助対象経費の1/2以上)が「設備等導入費」に該当する取組みをいいます。(設備等導入費の詳細については、本公募要領中「4 補助対象経費」を参照してください。)
- ◇ 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択(補助金を受け取れないこと)や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 「事業計画認定(採択結果)」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
- ◇ 補助率は1/2ですが、新型コロナ対策認証制度の認証を取得している事業者にあつては、補助率を2/3に引き上げて支援します。
- ◇ 補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となり、補助金を受け取ることはできません。
- ◇ 補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 本事業の申請に際しては、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「事業計画確認書(様式4)」を添付のうえ、申請いただく必要があります。
- ◇ 小規模事業者の持続的な発展を重点的に支援する観点から、小規模事業者の取組みを優先的に採択します。
- ◇ 同一の事業が、国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合には、本事業に応募することはできません。また、山形県内の事業所において実施する取組みに限ります。

1 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

なお、本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

	定義
中小企業	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者(但し、下記に掲げる小規模事業者を除く。)
小規模事業者 【優先採択あり】	常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者

<中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲>

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常勤 従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

※ 常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

【組合関連】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合(直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

但し、以下に該当する場合は対象外となります。

財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営

む者
中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
今年度の山形県中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)1次募集で採択となっている場合
その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

2 補助対象の取組み及び補助率等

●事業類型

事業類型	内容
デジタル化支援型	<p>テレワークやウェブ会議等による働き方改革や新しい生活様式を徹底した経済活動支援の観点から、中小企業・小規模事業者が実施するデジタル化に資する事業</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リモートワークやワーケーションを可能とするテレワークシステム導入や環境整備 ●非対面型・非接触型サービスのためのキャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入 ●モバイルオーダーやオンライン予約、インターネット販売等に係るシステム構築 ●サイバーセキュリティ対策に必要となる機器の導入 ●消費税インボイス制度やデジタル化に対応するためのレジシステムや請求書システムの導入 ●電子帳簿保存法に対応するためのシステムや設備の導入 ●AI や IoT 等の技術を活用した遠隔操作システムの導入 ●業務効率化や生産性向上を目的とした在庫管理システムの導入 <p>【補助対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テレワークのために必要となるパソコン、タブレット端末等 ●実際には、パソコン、タブレット端末、スマートフォンを購入することが目的と判断される事業計画 ●見積書に、導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がなく、価格の正当性が判断できない事業計画 ●補助対象経費が市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書による事業計画 ●デジタル化に資すると判断できない事業計画 ●ネット販売や予約システム等のない広告宣伝や企業紹介ホームページ構築 ●web 会議を行うための大型ディスプレイを導入する計画であるが、ディスプレイに TV チューナーが内蔵されており、目的外利用となりうるもの

脱炭素化支援型	<p>コロナ後の経済活動を見据えた SDGs 推進の観点から、中小企業・小規模事業者が実施する CO₂削減や消費電力削減、環境負荷低減など脱炭素化に資する事業</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生産工程で使用している機械設備を入れ替えることにより CO₂削減や消費電力削減、環境負荷低減など脱炭素化できる機械設備(導入する設備がCO₂削減、消費電力削減、環境負荷低減を明確に説明できるものに限る) ●CO₂排出量を大幅に抑制できる高効率ボイラーへの入れ替え(空調用は除く) ●脱炭素化に向けた高効率製品の製造に必要な設備の導入 ●製品の原材料を環境負荷の低い素材に変更するために必要な設備の導入 ●廃棄物を活用して新たな製品を作るための製造機械の導入 ●生産工程・サービスに直接関係のある施設内(工場、客室、店舗等)の蛍光灯から LED 灯への入れ替えによる消費電力削減(設置のための電気配線工事を伴うものに限る) <p>【補助対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●CO₂削減、消費電力削減、環境負荷低減など脱炭素化への取り組みを明確に説明できないもの ●生産工程・サービスに直接関係のない設備の導入 ●空調設備、エアコンの導入 ●生産工程・サービスに直接関係のない施設内(倉庫、従業員事務室、更衣室、廊下、化粧室等)の蛍光灯から LED 灯への入れ替え ●自動車、フォークリフト、トラクター等の導入 ●自社で使用せず、第三者に貸出しするため導入する機器 ●発電等設備の導入(バッテリー、蓄電池、太陽光パネル、木質バイオマス発電機器等、再生可能エネルギー設備等)
---------	--

●補助率・補助金額・補助対象経費・実施場所

項目	内容
補助率	1/2 以内 但し、山形県新型コロナ対策認証制度の認証を取得している事業者にあつては 2/3 以内
補助金額	10 万円～100 万円 ※補助金の額は千円未満切捨てとします。 ※補助金額が 10 万円以上となる取組みである必要があります。
補助対象経費	設備等導入費、委託・外注費、借料 ※設備等導入費は必須で、補助対象経費の 1/2 以上必要
実施場所	山形県内の事業所において設置・実施する取組みのみ対象

※ 要件の詳細については、必ず「3 補助対象事業の要件」をご確認ください。

3 補助対象事業の要件

- 各事業類型(デジタル化支援型、脱炭素化支援型)に応じて、「2 補助対象事業の類型及び補助率等」の「●事業類型」欄に掲げる要件に合致する取組みであること。
- 県外に本社等を有する事業者の場合、山形県内の事業所において実施する取組みであること。

- 補助金申請額が10万円以上となる取組みであること。
- 以下の要件を満たす 3～5 年の事業計画の策定に努めること(様式 2 2(6)に記載)。
- ◆ 事業計画期間内において、事業者全体の付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)を年率平均 2%以上増加
- ※ 事業計画期間中又は事業計画終了時点において上記目標を達成できなかった場合でも、補助金の返還は求めません。

4 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・ 社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・ 補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・ 以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内 容
設備等導入費 <u>【補助対象経費合計額の1/2以上となることが必須です】</u>	1. 専ら補助事業のために使用される機械装置等の購入に要する経費 ※ パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの汎用性が高い機械装置については、原則として補助対象とはなりません。当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。(別添「補助対象経費早見表」参照) (1)単価 10 万円未満(税抜き)であること (2)要最小限となる台数分であること (3)事業計画書(様式 2)に購入が必須となる理由を記載していること 2. 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費 3. 専ら補助事業のために使用される市販ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型の場合)に要する経費(年払や月払の利用料を含む) ※ 但し、利用料(年払、月払)については、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。 4. 1、2 若しくは 3 の設置・設定等に要する経費 ※ 本事業で購入した機械・装置、システム等と一体であり、必要不可欠と捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
委託・外注費	事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費
借料	事業の遂行に必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 ※契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。

※ 申請にあたっては、補助対象経費の合計額の1/2以上が「設備等導入費」に該当する必要が
あります。

※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」をご確認
ください。

但し、補助対象となるのは、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払い
を完了したものに限ります。また、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

5 補助対象外経費

「4 補助対象経費」に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費
- 同じ経費について、他の補助金の支援を受けているもの
- 必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- 自社で使用せず、第三者に貸出するため導入する機器
- 補助金額が10万円未満の取り組み
- 山形県外にて行う取り組み
- 交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの
- 汎用性があり、目的外使用になりうるもの
 - ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン購入費
 - 但し、当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。
 - ・単価10万円未満(税抜き)であること
 - ・必要最小限となる台数分であること
 - ・事業計画書(様式2)に購入が必須となる理由を記載していること
 - ・OAソフトウェア(Word、Excel、Accessなどのオフィスソフト)
- 業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築
- 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの
- 補助事業期間内に支出が完了していないもの(分割払、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。)
- 商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- その他
 - ・広告宣伝を目的とした経費(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン、ネット販売や予約システム等のないホームページ等)
 - ・設備等導入費が補助対象経費の1/2以上とならない取り組み
 - ・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等
 - ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品
 - ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
 - ・自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)
 - ・中古物品(未使用品、新古品等を含む)
 - ・用途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
 - ・現金で支払われたもの、代金引換払いしたもの
 - ・保険料、保守料、延長保証等

- ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等
- ・予約キャンセル、休業に対する補てん
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分
- ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、不動産の購入費
- ・事業計画認定申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗)を有していないもの
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不適当と認めるもの

6 補助事業実施期間・実績報告

(1)補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和5年1月31日(火)まで

※ この期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払いを完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

(2)実績報告書提出期限

事業終了後15日以内、または令和5年2月15日(水)のいずれか早い日まで

7 申請手続き

(1)申請受付期間

令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水)まで

令和4年8月3日の豪雨の影響を考慮し、締切日を令和4年9月14日(水)まで延長します。

(2)申請方法

郵送での受付となります。(当日午後5時必着)

(3)申請書類送付先

山形県中小企業パワーアップ補助事業(経営強靱化支援事業)事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内

TEL: 023-647-0360 FAX: 023-647-0362

(4)提出部数及び提出書類

2部

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。

https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/powerup/index_r4-2.html

提出書類
①(様式1)事業計画認定申請書
②(様式2)事業計画書
③(様式3)提出書類確認書
④(様式4)事業計画確認書

※認定支援機関(商工会・商工会議所等)が発行した確認書を提出してください。

<p>⑤直近2年間の決算書の写し</p> <p>【法人の場合】</p> <p>直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表(全て写し)</p> <p>※直近2年間の決算書類の提出ができない場合(開業から2決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び法人登記の写し</p> <p>【個人事業主(青色申告)の場合】</p> <p>直近2年間の所得税青色申告決算書、貸借対照表(全て写し)</p> <p>※直近2年間の決算書類の提出ができない場合(開業から2決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び個人事業の開業届出書の写し</p> <p>【個人事業主(白色申告)の場合】</p> <p>直近2年間の収支内訳書の写し</p> <p>※直近2年間の決算書類の提出ができない場合(開業から2決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び個人事業の開業届出書の写し</p>
<p>⑥令和4年8月1日以降に発行され、申請日時点で有効期限内の見積書の写し</p> <p>※導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳が記載されているもの(〇〇一式の記載は不可)</p>

(5)書類提出の方法

1	用紙サイズはA4判の片面印刷とします。上記の提出書類①～⑥を左側に縦2穴で穴を開け、紙製のフラットファイルに綴じ込んだものを2部提出してください。
2	フラットファイルの表紙と背表紙に、申請者名を記入してください。
3	提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
4	<p>様式1、様式2及び様式3については、御協力いただける場合は、郵送とあわせてWordデータの提出もお願いいたします。(メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。)</p> <p>※メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。</p> <p><送付先メールアドレス> : power-up@dewazi.or.jp</p>

8 審査方法・結果の通知

(1)補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、「デジタル化」や「脱炭素化」に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します(予算の範囲内での補助金の交付決定となります)。

審査のポイント
<p>【経営分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社の特徴(強みや課題)や経営状況の分析が的確に行われているか 自社の強みを踏まえた経営方針や目標・今後のプランが立てられているか <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社の課題を解決するために有効な取組みとなっているか 市場ニーズを考慮した取組みとなっているか 取組みの効果や目標に具体性があるか。脱炭素化支援型については、設備導入によってどの程

度二酸化炭素や消費電力、環境負荷等の削減が図られるのかについて、具体的に記述されているか

- ・補助事業として行う新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入がウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取組みになっているか・他社をリードする先進的な取組みとなっているか
 - ・設備投資の効果が定量的に示されており、その算出根拠が妥当なものとなっているか。
- また、本事業の目標に対する達成度の考え方、見込みが明確に設定されているか。

【積算】

- ・事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

【その他：加点項目】

- ・小規模事業者が行う取組みの場合
- ・事業者全体の付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)が年率平均 2%以上増加する 3~5 年の事業計画を策定している場合

【その他：減点項目】

- ・過去に「山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金」又は「山形県中小企業パワーアップ補助金」の交付決定を受けていた場合

(2)事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3)結果の通知

申請事業者全員に対して、事業計画認定結果(採択又は不採択)を文書で通知します。

認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4)認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等をHP上で公表します。

9 スケジュール(予定)

公募開始 : 令和4年8月1日(月)

申請受付期間 : 令和4年8月1日(月)~~~令和4年8月31日(水)~~

令和4年8月3日の豪雨の影響を考慮し、締切日を令和4年9月14日(水)まで延長します。

事業計画認定(採択結果公表) : 令和4年10月下旬頃

補助金の交付申請・交付決定 : 令和4年10月下旬以降

※ 本補助金は、「事業計画認定申請」⇒「事業計画認定(採択結果公表)」

⇒「補助金交付申請」⇒「補助金交付決定」⇒「事業開始」の流れで進んでいきます。

このため、補助金交付決定の日以降に事業計画書に基づく事業(必要な設備の発注等)を開始してください。

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

10 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約、納品・完了・検収、支払

い等、事業に必要な手続きが全て完了していることを指します。

11 その他

- (1)事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2)補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年1月31日(火)までとなります。補助金の対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。
- (3)補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4)本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- (5)複数の中小企業・小規模事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、採択しない場合があります。応募申請を希望する事業者は、現状等を分析のうえ、実態に即した事業計画を記載してください。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないようご注意ください。

問い合わせ先

山形県中小企業パワーアップ補助事業(経営強靱化支援事業)事務局

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 14 階 山形県中小企業団体中央会内

TEL 023-647-0360

URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

山形県産業労働部商業振興・経営支援課企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL. 023-630-2354